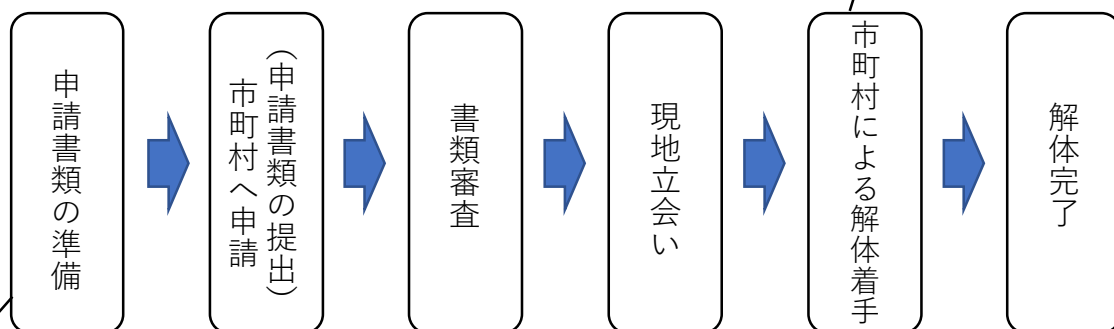


被災された建物を町が 所有者に代わって**解体**する制度を実施します

り災（被災）証明書で「半壊」以上となった被災家屋等（※）の建物について、町が所有者に代わって解体・撤去を行う「**公費解体**」という制度があります。（※）住家のほか倉庫や納屋等も対象になります。



○公費解体の主な流れ



所有者は解体・撤去
費用の負担なし

**申請方法や申請窓口・対象範囲に
ついては改めてご案内いたします。**

【お問い合わせ先】

菊陽町役場 環境生活課

【相談受付時間】

平日 8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0